

訴えの提起について

県道 31 号線（熊本田原坂線）に附属する道路の附属物の瑕疵に係る損害賠償金等の請求に関する訴えを提起する。

熊本市長 大 西 一 史

1 相手方

- (1) 菊池市泗水町豊水 2 6 6 番地 2

太陽土木 株式会社

代表取締役 田中 武

- (2) 熊本市西区沖新町 4 6 8 番地 1

株式会社 新西土木

代表取締役 本田 京子

2 訴えの趣旨

相手方に対し、県道 31 号線（熊本田原坂線）に附属する道路の附属物である上熊本駅東口駅前広場内の歩行者通路の屋根のうち相手方が構成員である共同企業体が設置したもの（以下「本件屋根」という。）の瑕疵により市が被った損害について、損害賠償金等の請求をする。

3 訴えの概要

令和 5 年 7 月 24 日、本件屋根の一部が剥離し、落下する事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

本市は、本件事故の原因を調査し、本件事故は本件屋根に瑕疵があったことによるものと判断し、本件屋根の撤去及び当該撤去箇所における屋根の設置を行った。

本件屋根の撤去費用として 16,053,187 円を要し、当該撤去箇所における屋根の設置費用として 131,536,164 円を要したことから、相手方に対し、これら費用に係る損害賠償を請求した。しかし、度重なる請求にもかかわらず、

相手方はこれに応じていない。

そこで、本件屋根の瑕疵に係る損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の請求をするため、熊本地方裁判所に対し、訴えを提起するものである。

#### 4 事件に関する取扱い

訴訟において上記請求が認容されないときは、控訴及び上告又は上告受理の申立てをする。

(提出理由)

県道31号線(熊本田原坂線)に附属する道路の附属物の瑕疵に係る損害賠償金等の請求に関する訴えの提起をするに当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。